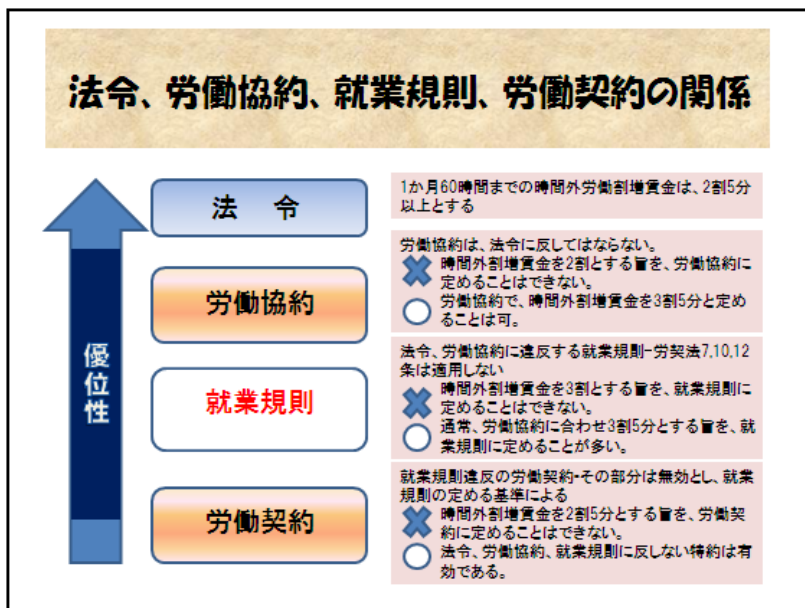


2-9 法令、労働協約、就業規則、労働契約の関係



労働契約において、就業規則で定める基準に達しない労働条件を定めた場合、その部分については無効となり、無効となった部分は、就業規則で定める基準によるものとされる。

就業規則は、法令（強行法規と解される法令に限られる）、労働協約のうち労働条件その他労働者の待遇に関する基準（規範的効力）に反してはならない。法令や労働協約に反する就業規則の当該条項は、無効である。